

**6月1日から水道週間です  
～水道でつなごう 豊かな新世紀～**

☎ 水道総務課 内線 2538

水道は、私たちが毎日安全で便利に暮らすため、とても大切な働きをしています。市では安全でおいしい水を絶やすことなく送る努力を続けています。

さて、皆さんは水を安全・快適に利用するために、次のことに気をつけていますか。

個人の井戸の消毒や管理、受水槽の清掃や点検、冷却塔の水の管理、給湯器の掃除など、この機会にいろいろな設備を点検しましょう。

**農薬は正しく使いましょう  
6月は農薬危害防止月間です**

☎ 農政課 内線 2564

6月1日～30日は全国一斉に農薬危害防止運動が実施されます。農薬の取り扱いには十分注意しましょう。

- ◎安全使用基準に定められた使用時期、散布回数を守りましょう。
- ◎風向きや天候に注意して、周辺的环境に十分配慮しましょう。
- ◎マスク、防除衣など身支度を万全にして散布しましょう。
- ◎農薬は安全な場所に鍵をかけて保管しましょう。
- ◎作業前には健康管理に気を配りましょう。

**飼えなくなった犬・ねこの引き取り日**

とき 6月2日・16日・23日・30日  
各金曜日 9:00～10:00

ところ 県富士総合庁舎車庫南側

持ち物 愛犬手帳（犬のみ）

☎ 環境衛生課 内線 2054

**スポーツを始めてみませんか  
エアロビクス・ほのぼの健康体操教室**

☎ 温水プール 36-2131

教室名	と き	ところ	対 象	回数	定員	受講料
エアロビクス	7/2～9/10 (除く8/13) 毎週日曜日 19:00～20:30	温水プール 研修室	一 般	10回	30人	4,000円
ほのぼの健康体操 ※申込場所注意	7/12～9/20 (除く8/16) 毎週水曜日 ① 9:30～10:30 ② 10:40～11:40	富士柔剣道場	60歳以上	10回	各60人	2,000円

申し込み 受講料を持参し、エアロビクス教室は6月18日(日)の8:30～9:00に温水プールへ。ほのぼの健康体操教室は6月25日(日)の8:30～9:00に富士柔剣道場へ(問い合わせは市立富士体育館 ☎53-0900)。※なお応募者多数の場合は9:00より抽せん。前回と時間、曜日、受講料が変更になった教室もあるので注意してください。

**ラ・ホール富士のパソコン・エアロビクス教室**

☎ ラ・ホール富士 53-4300

教室名	と き	ところ	回数	定員	受講料
パソコン	①毎週土曜日コース (エクセル97) 7/15～8/5 13:00～17:00	ラ・ホール富士7階 OAルーム	4回	各8人	8,500円 (テキスト代含む)
	②日曜日1日コース (パソコン入門) 7/9 10:00～17:00		1回		5,000円 (テキスト代含む)
エアロビクス	①水曜午前コース 7/12～9/20 10:00～11:30	ラ・ホール富士4階 軽体育室	10回	各30人	4,000円 (保険料含む)
	②水曜夜間コース 7/12～9/20 19:00～20:30				
	③木曜夜間コース 7/13～9/28 19:00～20:30				
	④金曜夜間コース 7/14～9/29 19:00～20:30				

対 象 勤労者、一般(学生は除く)

申し込み パソコン教室は6月9日～11日、エアロビクス教室は6月6日～11日の9:00～20:30に直接ラ・ホール富士へ(応募者多数の場合は抽せん)  
※代理人での申し込みは1人分のみ申し込みができます。

**ビデオ広報「ふじ広報室」はケーブルテレビ3チャンネルで放送中  
次の各開始時間から15分間です。 ☎ 広報広聴課 内線2821**

月曜日… 7:00、11:00、18:00、21:00 火曜日… 7:45 水曜日… 7:15、11:15、18:15、21:15 木曜日… 7:30 金曜日… 11:00、18:00、21:00

**介護保険コーナー ⑩**

**「介護保険 Q&A」**

**Q15. 要支援と認定されました。自宅のトイレが和式なので、腰かけられる便座が欲しいと思っています。この場合、介護保険から何らかの補助があるのでしょうか。**

**A15. 要支援・要介護認定を受けた人で、福祉用具の購入を必要とする人は、介護保険から福祉用具購入費の支給を受けることができます。支給の対象となる福祉用具の種類は、腰かけ便座、特殊尿器、入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽用いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ)、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分です。また支給限度額は要介護度にかかわらず、毎年度10万円以内です。なお、支給方法は全額を購入先に支払った後、保険給付の適用分が払い戻される償還払**

いとなります。手続の方法は、

- ①購入する予定の福祉用具が介護保険給付の対象であるか、支給限度額以内であるかなどについて、ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者または介護保険課へ相談する。
- ②福祉用具を購入し、領収書及び福祉用具のパフレットなどのコピーをもらう。
- ③「福祉用具購入費支給申請書」に必要事項を記入し、領収書、福祉用具のパフレットなどのコピーを添付し、介護保険課窓口申請する。
- ④申請書類の審査後、本人の指定の口座に福祉用具購入費が振り込まれる。

となります。申請の時期にもよりますが、支給まではおよそ2か月かかります。

介護保険課 内線 2309

E-メール: kaigo@city.fuji.shizuoka.jp